

薬剤師の

# ちょっと 楽 に立つお話

## 今月のTOPICS

## ② 薬の副作用

薬には、必ずではありませんが副作用が起こる可能性があります。薬の副作用について、上田薬剤師会 地域薬剤情報センター長の野呂典弘さんに聞きました。



## ① 副作用とは？

副作用には主に「中毒性」のものと、「アレルギー性」のものがあります。中毒性は、用法や用量、期間など、薬の使い方の間違いで起こるもの。アレルギー性は、薬に含まれる成分が体と相性が合わずに起こるもので。食物アレルギーのある人は、薬においても副作用が出る可能性が高いといわれています。

## ② かぜ薬が怖い？「総合感冒薬」のリスク

安全性が確認されて市販されている一般用医薬品でも、副作用によって重症化したり、ときには死亡することがあります。



報告例が多いのは、かぜ薬。「総合感冒薬」といわれるものは、諸症状を抑えるために多くの成分が入っています。解熱鎮痛、鼻水・鼻づまり・咳止め…。実際の症状には不要な成分が含まれていることがあるので、それだけ副作用のリスクも高くなると言えるでしょう。

## ③ 副作用の症状例

総合感冒薬による重篤な副作用の例としては、「スティーブンス・ジョンソン症候群(皮膚粘膜眼症候群)」が有名です。

服用直後ではなく、2週間～1ヶ月以上経ってから発症するが多く、皮膚や粘膜、眼に発症し、そこに高熱を伴います。

急激に悪化したり、場合によっては死亡することもあり、また救命しても失明など後遺症が残ることがあります。

## ④ 副作用が起きたら？

一般用医薬品であれば、まずは購入したところへ相談するのが基本です。状態によってはすぐに医療機関を受診する必要があります。

## ⑤ 副作用が起きないようにするには？

本来、**薬は最小限に使用することが望ましい**です。また、個人によって体質が違い、同じ症状でも原因が違うので、副作用が心配な人は特に、それぞれに**合った薬を選んで飲む**ことが重要です。

「かかりつけ薬局」があれば、一般用医薬品の購入でも、薬剤師がみなさんのこれまでの薬歴や体質などに照らし、**副作用の起きるリスクを極力回避するアドバイス**をしてくれるでしょう。

**「かかりつけ薬局」をつくり、ぜひ活用してください。**

地域の皆さんのがんのためにはさまざまな活動をしている上田薬剤師会から、健やかな毎日をつくるためにちょっと役立つお話を届けていきます。

毎月「第2土曜日」の週刊うえだを、どうぞお楽しみに！

## 上田薬剤師会認定基準薬局

～地域の皆さんに安心して活用していただける「かかりつけ薬局」を目指して～

平成2年から実施されてきた日本薬剤師会基準薬局制度は、今年の春に発展的解消がなされました。これを受け、上田薬剤師会では会員薬局がよりいっそう「地域の皆さんのがんのためのかかりつけ薬局」となるために、新たに**独自の基準**を設け、運用することにしました。7月1日よりスタートします。

上田薬剤師会認定基準薬局の目印「グリーンクロス」。

夜間でもその存在がわかりやすいようLED灯が光っています。▶



### 上田薬剤師会の認定基準とは？

認定された薬局が「他の薬局の模範」となるよう、これまでの日本薬剤師会の基準よりも厳しくなっています。

項目ごとに各薬局が点数をつけ、70点以上で申請可能。さらに認定協議会の審査を経て、認定薬局となります。

### チェック項目の例(全34項目より一部抜粋)

◆地域住民・患者の需要や地域医療体制に対応できる開局時間・曜日である

(平日休業・お休み等、近隣の医療機関の診療時間に合わせた開局は認めない)

◆在宅患者訪問を実施する上で、他の医療機関(ケアマネ・訪問看護ステーション・包括医療センター等)との連携体制を整備している

◆地域住民のセルフメディケーションを支援するために必要なすべてのカテゴリーの医薬品・介護用品・衛生材料・医療機器等を200品目以上在庫し提供している

◆休日・夜間においても、必要な場合に処方せん応需や一般用医薬品等の供給を行うことができるよう適切な措置を講じている(転送電話は必要)

(上田薬剤師会の休日・夜間当番制への参加)

実際の項目シート▲  
(全34項目で100点満点)

◆プライバシーに配慮したカウンター等を設置し対面販売を行っている

◆一般用医薬品(すべてのカテゴリー)の販売に当たって、薬剤師が情報提供・相談対応を適切に行い、医師の診療・検査等が必要と判断した時は、速やかに受診勧奨を行っている

◆学校薬剤師がおこなう、薬物乱用防止啓発活動、喫煙防止教育活動等、児童生徒に向けての啓発活動に積極的に参加協力をしている



◀これまでの目印も引き続き有効です

上田薬剤師会の会員は、常に地域の皆さんの健康への貢献を第一に考え、薬剤師法の第一条を遵守しています。

### 【薬剤師法】第一条《薬剤師の任務》

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

### はい、お答えします！

**Q.** 数種類のお薬が処方される際、「同じ用法でも袋を分けて渡される」のは理由があるのでしょうか？お薬を飲む時に面倒なので、同じ用法のお薬は1つの袋に入れてもらえないでいいのでしょうか？(上田市緑ヶ丘 44歳 男性)

**A.** 一般的に、処方せんの処方番号(区切り)ごとに1袋として入れています。この方法は、処方されたお薬の内容や量を確認しやすいため、多くの薬局で採用されています。処方内容によりますが、患者さんのご希望があれば、用法の同じ薬を1つの袋にまとめることも可能ですので、かかりつけ薬局・薬剤師にご相談ください。

このコーナーでは毎月、読者の方からの質問に薬剤師がお答えします。お薬に対する素朴な疑問、質問、なんでもお寄せください。

#### 宛 先

〒386-0012  
上田市中央6-3-41  
週刊うえだ  
「はい、お答えします！」係  
メール  
weekly-ueda@po3.ueda.ne.jp  
FAX  
0268-22-6201